

○文部科学省告示第七十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣 下村 博文

指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間
花器〈竹〉	平成二十六年三月 三十日	平成二十七年四月 一日から平成二十 八年九月十日まで	株式会社中日新聞社 事業局長 山口 宏昭 愛知県名古屋市中区三の丸一―六― 一 北海道立近代美術館 館長 高橋 教一 北海道札幌市中央区北一条十七 株式会社北海道新聞社 取締役事業局長 松田 敏一 北海道札幌市中央区大通西三―六 パナソニック 汐留ミュージアム 館長 布谷 秀嗣 東京都港区東新橋一―五―一―四F 松坂屋美術館 館長 加藤 俊樹 愛知県名古屋市中区栄三―十六―一 松坂屋名古屋店南館七階 福岡市博物館 館長 有馬 学 福岡県福岡市早良区百道浜三―一― 一 株式会社TVQ九州放送 営業局事業部長 橋本 剛 福岡県福岡市博多区住吉二―三―一	北海道立近代美術館 北海道札幌市中央区北一条十七 平成二十七年四月十八日から同年六月十七 日まで パナソニック 汐留ミュージアム 東京都港区東新橋一―五―一―四F 平成二十七年七月四日から同年九月六日ま で 松坂屋美術館 愛知県名古屋市中区栄三―十六―一 松坂屋名古屋店南館七階 平成二十七年九月十二日から同年十月十八 日まで 福岡市博物館 福岡県福岡市早良区百道浜三―一―一 平成二十八年二月十一日から同年三月二十 七日まで 山口県立萩美術館・浦上記念館 山口県萩市平安古町五百八十六―一 平成二十八年四月二十三日から同年六月十 九日まで 高知県立美術館 高知県高知市高須三百五十三―二 平成二十八年六月二十六日から同年八月二 十八日まで

